

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度狭山市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 29 年 4 月 21 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

補正予算別冊のとおり

平成29年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

平成28年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

平成28年度狭山市一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,929,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,081,905	千円 5,736	千円 7,087,641
	1 国庫負担金	5,069,690	5,736	5,075,426
18 寄附金		16,632	5,568	22,200
	1 寄附金	16,632	5,568	22,200
歳入合計		46,918,687	11,304	46,929,991

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,606,062	千円 11,304	千円 6,617,366
	1 総務管理費	5,533,554	11,304	5,544,858
歳 出 合 計		46,918,687	11,304	46,929,991

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	会計管理事業	千円 2,500
		8 土木費	2 道路橋りょう費
		道路修繕事業	14,000
		一般市道整備事業	17,000
		橋りょう維持保全事業	127,135
		水路維持管理事業	10,000
		雨水対策事業	3,000
10 教育費	5 社会教育費	公民館管理事業	3,106
		新狭山公民館更新事業	131,550
		入曽公民館更新事業	5,982